

# 武蔵野市立小学校プレセカンドスクール実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市立の小学校に在籍する第4学年の児童（以下単に「児童」という。）がセカンドスクール（武蔵野市立小中学校セカンドスクール実施要綱（平成14年11月1日施行）第1条に規定するセカンドスクールのうち小学校第5学年で実施するものをいう。以下同じ。）を実施するにあたり、次の事項を事前に行うことにより、より充実したセカンドスクールとすることを目的とする。

- (1) 豊かな自然並びに地域の特性を生かした学習材料及び学習方法を工夫することを通し、児童一人一人が課題解決的な学習を進めることにより、普段の学校生活（以下「ファーストスクール」という。）における学習と相まって学習成果を高めること。
- (2) 自然体験、農林漁業体験、共同生活体験等の多様な体験学習活動並びに多くの人々との出会い及び交流を通し、児童の個性豊かな人間的成長を図ること並びに自立に必要な知識及び技能を身に付けさせるとともに、それらを生かし自ら創意工夫する態度を育てること。
- (3) 恵まれた自然環境の中でのゆとりある宿泊体験を通し、豊かな情操をはぐくむとともに、協調性及び連帯意識に基づく豊かな人間関係を育てること。
- (4) 児童の発達段階及び実態を踏まえ、セカンドスクールの内容との関係性及び系統性を十分に踏まえ、学習効果及び学習意欲を高めること。

## (実施学年)

第2条 実施学年は、小学校第4学年とする。

## (活動内容)

第3条 プレセカンドスクールで実施する指導内容は、総合的な学習の時間、教科、特別活動及び道徳とし、各学校が創意をもって学習活動を計画し、実施するものとする。

- 2 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年6月武蔵野市教育委員会規則第2号）第17条の規定により、校長は、プレセカンドスクールの教育課程への位置付けを武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

## (実施場所)

第4条 校長は、プレセカンドスクールの実施場所について、児童にとって多様で魅力的な活動が可能であり、かつ、地域社会から協力が得られる場所を選定するものとし、委員会がこれを承認するものとする。

## (指導者等)

第5条 プレセカンドスクールの引率及び指導には、実施学年の学級担任があたるものとし、その他の教員もファーストスクールの教育活動に支障のない範囲で引率及び指導を行うものとする。

- 2 教員の指導補助として学習指導員又は生活指導員を配置するものとする。
- 3 学習指導員は、教員の指示を受け、教材の作成、指導の補助、指導記録の整理等にあたるものとする。
- 4 生活指導員は、宿舎内外における児童の健康、安全等生活にかかわる援助及び必要に応じた指導にあたるものとする。
- 5 プレセカンドスクールには、各校につき看護師1人を同行させるものとし、当該看護師は児童の健康管理にあたるものとする。

## (費用)

第6条 プレセカンドスクールに要する経費については、市が負担するものとする。ただし、児童は、教育長が別に定める食費相当額の上限の範囲内の費用を負担するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。